長崎市発注の営繕工事における週休2日工事実施要領(目的)

第1条 この要領は、適正な工期の設定及び工事費の補正を行うことにより、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保及び就労環境の改善を図るため、本市発注の営繕工事における週休2日の確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所(現場休息) を行ったと発注者が認める状態をいう。
 - (2) 対象期間 受注者が、工事施工範囲内で作業に着手した日から工事が完成した日までをいう。ただし、受注者が取得する年末年始休暇期間及び夏季休暇期間並びに工場製作のみを実施する期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間(長崎市発注工事における余裕期間制度実施要領(令和3年長崎市告示第80号)第2条第1項第3号に規定する余裕期間をいう。以下同じ。)、及び工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上 必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。
 - (4) 現場休息 分離発注工事の場合において、各発注工事単位で、1日 を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所率」という。) が28.5%(8日/28日)以上の水

準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(対象工事)

- 第3条 週休2日を確保する工事の対象(以下「対象工事」という。) は、 次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 特に緊急を要する工事
 - (2) 工期に制約がある工事
 - (3) 対象期間が28日未満である工事 (休日の取扱い)
- 第4条 受注者は、休日の取扱いに当たっては、労働基準法(昭和22年 法律49号)第35条の休日の規定を遵守しなければならない。ただし 受注者の責によらない理由により、現場閉所(現場休息)予定日に作業 を行ったときは、休日として取扱うものとする。

(受注者の取組み)

- 第5条 受注者は対象工事において週休2日を実施するに当たり、次の取組みを行うものとする。
 - (1) 契約の締結日から総合施工計画書を提出する日までの間に、週休2日の確保について、工事打合せ簿により監督職員(長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第40条第1項に規定する「監督職員」をいう。以下同じ。)と協議すること。
 - (2) 週休2日を確保するため、休暇取得計画・実施表(以下「休暇取得表」という。) を作成し、総合施工計画書に添えて発注者に提出し、承諾を得ること。
 - (3) 工程管理に係る資料に添えて休暇取得表を毎月10日までに監督職員に提出し、確認を受けること。

- (4) 工事区域の公衆の見やすい場所に、当該工事において週休2日を確保している旨を工事看板等により掲示すること。
- (5) 工事完成後、週休2日の実施の有無にかかわらず、発注者が実施する実態調査に協力すること。

(発注者の確認)

- 第6条 発注者は、前条第2号及び第3号の規定により受注者から提出された休暇取得表の妥当性を確認するとともに、出勤簿、出面表その他の出勤状況を確認できる資料により現場閉所(現場休息)の実施状況を確認するものとする。
- 2 発注者は、対象期間の設定において、工事に着手した日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議し、決定するものとする。
- 3 発注者は、対象工事において、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、休暇取得表を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行うものとする。(工事費の補正)
- 第7条 発注者は、対象工事を発注する際の予定価格の積算に当たり、別表に掲げる補正係数及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等運用について(改定)」(国営積第4号令和2年6月23日付け大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室用通達)に定める補正係数をそれぞれの経費に乗じて算出するものとする。この場合において当該経費に乗じる補正係数は、4週8休以上の項に掲げるものを使用するものとする。

2 発注者は、前条の規定により現場閉所(現場休息)の実施状況を確認し、受注者が4週8休以上の現場閉所を行っていないと認められる場合には、前項の予定価格の積算に使用した補正係数について、その実施状況に応じた補正係数により積算し、請負代金額を変更することができるものとする。

(工期の確保)

第8条 発注者は、対象工事の発注に当たっては、週休2日の確保により 全体工期に支障が無いよう適正な工期を設定するものとする。

(対象工事である旨の明示)

第9条 発注者は、対象工事の施行に際し、週休2日を確保する工事であることを当該対象工事の現場説明書に明示するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、週休2日の確保に関し必要な事項は、受注者及び発注者の協議により定めることができる。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

休暇の取得状況	労務費
4週6休以上4週7休未満	1.01
4週7休以上4週8休未満	1.03
4週8休以上	1.05

備考

- 1 4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満の状態をいう。
- 2 4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満の状態をいう。
- 3 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。